

水道施設自主工事賠償責任保険役務の提供仕様書

堺市上下水道局

この仕様書は、堺市上下水道局（以下「本市」という。）の水道施設自主工事に係る賠償責任保険について定める。

1. 本保険の名称

水道施設自主工事賠償責任保険

2. 本保険の目的

水道施設の新築、改築、修理、取り壊し、その他の工事に起因して、工事中又は工事終了後に生じた事故のために、他人の生命もしくは身体を害し、あるいは他人に財産上の損害（赤水、にごり水（異物の混入を含む。）又は臭気のある水を供給したことによる財産上の損害についても本保険の対象とする。）を与えた場合（他人の財物の損壊を伴わずに財産上の損害が発生した場合を含む。）、本市が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損失を補てんすることを目的とする。

3. 履行場所

本市指定の場所

4. 水道施設の定義

本保険において水道施設とは、本市が所有、使用又は管理する次のものをいう。

(1) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第3条第8項に定める「水道施設」

『水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。』

(2) 水道法第3条第9項に定める「給水装置『需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。』のうち、本市が上記(1)の水道施設と同様の管理を実質的に行っている「給水装置」

(3) 水道事業のための「道路」、「資材置場」及び「その他用地」

5. 本保険の対象となる施設、設備及び業務の範囲

(1) 施設・設備

本市が管理する水道施設と、その管理業務を遂行するにあたり使用管理するメンテナンス作業用機械装置、資材等の財物をいい、これら全部を一括して対象とする。また、未供用の水道施設であっても本市が所有し又は管理している場合には対象とする。なお、送配水管の地上部に設置しているフェンス等構築物及び水道メーターの集中検針盤等設備も対象とすること。（令和8年3月末日時点見込みの施設の詳細は、別添資料「令和8年度 保険申込 水道施設賠償目的明細書」を参照）

(2) 業務

本市の行う上記(1)施設・設備の新築、改築、修理、取り壊し、その他の工事をいう。ただし、

請負業者が負担すべき賠償責任は除くものとする。なお、施設・設備の点検、清掃等の維持管理業務は対象外とする。

＜参考＞ 事故の具体例は次のとおり。

- ① 本市職員の作業に起因して発生した事故
- ② 工事中、本市の管理及び監督上の過失により発生した事故
- ③ 本市が作成した工事の設計、仕様に不具合があり、それに起因して発生した事故
- ④ 工事現場の柵・標識等の事故防止措置が不備であったため発生し、本市が責任を問われた事故
- ⑤ 水道管の補修・修理工事をして道路面を仮復旧した以降に、当該仮復旧路面の沈下等により発生した事故

(3) その他対象とするもの

本市が締結している災害協定等に基づき、本市から他都市等への支援要請により派遣された他都市等の職員が上記(2)に定める業務を行った場合に生じた第三者への損害で、本市が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損失。

6. 保険期間

令和8年4月1日(水)午後4時から

令和9年4月1日(木)午後4時まで 1年間

7. 保険料の支払い

令和8年4月1日(水)に一括して支払うものとする。

8. てん補限度額及び免責金額

賠償(担保)区分	てん補限度額		免責金額
	1名につき	1事故につき	
対人	1億円	3億円	なし
対物	—	2億円	なし

9. てん補の範囲

- (1) 法律上の損害賠償金
- (2) 他人の財物の損壊を伴わずに財産上の損害が発生した場合の法律上の損害賠償金。ただし、上記「8. てん補限度額及び免責金額」の記載にかかわらず、てん補限度額は1事故につき500万円以上、免責金額は1,000円以内とする。
- (3) 応急手当、護送、その他の緊急措置等に係る費用
- (4) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等
- (5) 保険会社による解決への協力費用
- (6) 損害の拡大防止・軽減費用
- (7) その他、受注者である保険会社の同意のもとに本市が負担した費用

10. その他(特記事項)

(1) 本保険における保険会社又は保険代理店は、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。また、当該免許証又は登録証の写し等の書類を本市が必要と判断した場合には提出すること。

- ① 保険業法(平成7年6月7日法律第105号)第3条第5項に定める内閣総理大臣の免許を受

けている者、又は、同法第185条第5項に定める内閣総理大臣の免許を受けている者

② 前号に規定する免許を受けている者と代理店契約を締結し、かつ、保険業法第276条に定める内閣総理大臣の登録を受けている者

- (2) 本保険における落札者となった保険会社（以下「契約保険会社」という。）は、自らが事故発生以後の対応窓口として本保険に係る義務を履行することができる。また、(1) ②に該当する者であり、契約保険会社が保険代理店委託契約を締結する指定の保険代理店（以下「指定保険代理店」という。）を事故発生以後の対応窓口として選定することができるものとする。なお、この場合において、本保険における契約保険会社と指定保険代理店との関係を証する委任状等の書類を本市が必要と判断した場合には提出すること。
- (3) 保険代理店が本保険における落札者となった場合において、本市が保険申込手続きを行う保険会社（以下「引受保険会社」という。）は、(1) ①に該当する者とし、当該引受保険会社との関係を示す保険代理店委託契約書の写し等の書類を本市に提出すること。
- (4) 契約保険会社又は引受保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）が200%以上あること。
- (5) 本保険業務について確実な履行ができること。
- (6) 契約保険会社、保険代理店又は引受保険会社（以下「保険会社等」という。）が破綻等した場合は、別の保険会社又は保険代理店に引き継ぐなど適切に対応すること。本市が保険申込手続きを行う前であっても同様とする。
- (7) 保険料は、項目7で一括して支払う確定保険料のみとする。
- (8) 保険始期から保険料の支払いまでの間、万一、事故が発生した場合も、保険金の支払い対象とすること。
- (9) 本保険業務を行うための保険約款（賠償責任保険普通保険約款及び施設所有（管理）者特別約款）等の整備については、本保険の目的を鑑み、法令等を遵守した保険構成とすること。
- (10) 本保険の落札者である契約保険会社又は保険代理店は、損害賠償義務の円滑な遂行をはかるため、本市の問い合わせ等に常時、迅速に対応することとし、事故発生以後、本市が必要と判断した場合においては、概ね1時間を目途に保険業務に精通した従業員を事故対応拠点に参集できる体制を整えるものとする。
- (11) 保険会社等は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の趣旨に基づき、本業務の履行中に知り得た個人情報等プライバシーに関する情報について、業務の履行以外に使用しないとともに、適切な管理を行うこと。また、別紙1「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (12) 保険期間内の仕様書等の質疑については、速やかに担当職員に確認し、本市の指示に従わなければならない。
- (13) 本契約の履行の際は、別紙2「暴力団等の排除について」を順守すること。
- (14) 本仕様書に定めのない事項については双方協議のうえ別途定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、同法第66条第2項の個人情報取扱事務の受注者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 受注者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第176条又は第180条の違反行為をしたときは、法により拘禁刑又は罰金に処されること（法第183条により、日本国外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 受注者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第178条、第179条又は第182条の違反行為をしたときは、法第184条により、受注者に対しても、罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合又は発注者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。持ち出しの承諾を得た場合においても、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。
- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。特に事故を防ぐため、複数の者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずること。
- (4) 個人情報の漏えい等の防止のため、個人情報の秘匿性等その内容に応じてスマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限を行うこと。また、作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませない等の漏えいを防止する措置を講ずること。
- (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられるアプリ

ケーションをインストールしないこと。また、アプリケーションやソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずること。

(6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(7) 受注者は、本件業務の個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、以下のとおり安全を確保しなければならない。

ア（アクセス制御）パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。

イ（アクセス記録）当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及び必要に応じてアクセス記録を分析する等の措置を講ずること。

ウ（アクセス記録）アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずること。

エ（アクセス状況の監視）当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には、必要に応じて警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の措置を講ずること。

オ（管理者権限の設定）情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の措置を講ずること。

カ（外部からの不正アクセスの防止）個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずること。

キ（情報システムにおける個人情報の処理）個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに再利用できない状態まで消去し、不正利用を防止するため必要な対策を講ずること。

ク（暗号化）情報の不正利用を防止するために必要な暗号化を講ずること。

ケ（端末の限定）本件業務を処理する端末を限定するために必要な措置を講ずること。

コ（端末の盗難防止等）端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずること。

サ（第三者の閲覧防止）端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。

シ（入力情報の照合等）情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。

ス（バックアップ）個人情報の重要度に応じて、復元可能なバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずること。

セ（情報システム設計書等の管理）個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずること。

ソ（入退管理）個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずること。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合に

においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずること。

タ (入退管理)情報システム室等について、必要があると認めるときは、出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずること。

チ (入退管理)情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)し、IDやパスワードを設定する等の入退の管理に関する必要な措置を講ずること。

ツ (情報システム室等の管理)外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

テ (情報システム室等の管理)災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

(返還、廃棄等)

- 第6 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際して発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で発注者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第7 受注者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者(以下「再委託先」という。)にその処理を委託してはならない。
- 2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、発注者が事前に承諾した場合に限り、受注者は、本件業務の一部を再委託先に委託することができる。この場合において、受注者は、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

(目的外の使用等の禁止)

- 第8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第9 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第10 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報

告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査)

第11 発注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要に応じて受注者及び再委託先に対して、監査又は検査(実地検査含む。)を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受注者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずること。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等からの通信を遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(従事者に行わせることを含む。)ものとする。

- 3 受注者は、前々項の規定による報告後も、事故の発生した経緯、被害状況等を継続して調査し報告しなければならない。

- 4 発注者は、受注者から事故発生に関する報告があった場合、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(損害賠償)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

(協議)

第15 受注者は、本業務の仕様書に定めのない方法で個人情報を取り扱う場合には、予め発注者と協議を行うこと。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第2条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表第1に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（堺市暴力団排除条例第7条各号に定める者をいう。以下同じ）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

2. 下請負人等との締結について

受注者は、下請負人等との契約の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

令和8年度 保険申込 水道施設賠償目的明細書

令和8年3月末日時点見込み

資料

水道管

整理番号	資産No.	所在地	延長 (km)	摘要
1		送配水管	2,443.241	令和6年度末の延長 2,441,044.34m に 過去6年平均増減率 1.0009ポイントを掛けたもの。
合計			2,443.241	

配水場・その他

整理番号	資産No.	所在地	面積 (㎡)	摘要
1	1	堺市堺区香ヶ丘町5丁79-1外	41,242.38	浅香山浄水場用地
2		堺市堺区香ヶ丘町5丁20-1	852.52	浅香山庁舎用地
3		堺市北区百舌鳥梅北町1丁39-2	8,264.22	本庁舎用地 ※昇降機2基
4	19	堺市西区家原寺町2丁2	31,109.00	家原寺配水場用地 ※昇降機1基
5	20	堺市西区家原寺町2丁37	320.00	家原寺配水場用地
6		堺市家原寺町2丁64-3	46.64	家原寺配水場用地 (借用地)
7	43	堺市西区草部721-1	735.01	草部残土仮置場用地 (旧草部浄水場用地)
8	45	堺市中区陶器北416-1	22,185.75	陶器配水場用地
9	61	堺市南区晴美台1丁2-1	10,265.00	岩室配水場用地
10	103	堺市南区晴美台1丁1-4	18,993.98	晴美台配水場用地
11	112	堺市南区晴美台1丁1-3	8,094.59	晴美台配水場用地
12	106	堺市南区鴨谷台1丁49-2	4,329.34	鴨谷台配水池用地
13	107	堺市南区晴美台1丁36-10	5,174.04	岩室高地配水場用地
14	109	堺市南区桃山台1丁4-2	980.83	桃山台配水場用地
15	111	堺市南区御池台5丁2-4外	4,967.82	御池台配水池用地
16	117	堺市中区東山47-1	452.73	東山制御所用地
17	141	堺市中区堀上町319-2	74.22	堀上分岐用地
18	158	堺市中区深阪5丁2-5	207.68	深阪制御所用地
19	118	堺市南区深阪5丁2675	760.57	深阪制御所用地
20		堺市南区深阪5丁2677	82.50	深阪制御所用地 (借用地)

整理番号	資産No.	所在地	面積 (㎡)	摘要
21	121	堺市南区桃山台1丁4-3	139.78	桃山台配水場進入路用地
22	122	堺市南区御池台5丁2-3	1,583.35	御池台配水池用地
23	44 37 206	堺市南区桃山台1丁1-1	114.68	南区役所内(倉庫・給水塔外)
24		堺市南区竹城台3丁1-37	368.00	竹城台配水池(借用地)
25	3009	堺市美原区小平尾320-1外	3,639.91	小平尾浄水場用地
26	3006	堺市美原区太井166	3,864.30	太井配水場用地
27	3020	堺市美原区小平尾385-4	1,095.55	小平尾配水場用地
28	3021	堺市美原区さつき野東1丁目2-14	1,064.00	さつき野配水池用地
29	3014	堺市美原区菅生658外	6,911.46	菅生配水池用地
30	3017	堺市美原区太井581-4	2.14	太井管路用地
31	70	堺市中区陶器北922-4	312.51	送水管路用地
32	71	堺市中区陶器北914-2	109.00	送水管路用地
33	72	堺市中区陶器北922-4	85.92	送水管路用地
34	73	堺市中区陶器北922-4	64.20	送水管路用地
35	74	堺市南区岩室1-4	45.17	送水管路用地
36	75	堺市中区見野山193-3、194-2	90.17	送水管路用地
37	76	堺市中区見野山196-4、陶器北976-2	207.01	送水管路用地
38	98 116 120	堺市南区大庭寺834-6	60.00	送水管路用地
39	114	堺市中区陶器北982-2	5.25	送水管路用地
40	119	堺市南区城山台4丁2-2	11.16	送水管路用地
41	161	堺市堺区神石市之町120-5	42.44	送水管路用地
42	162	堺市南区三原台3丁59-26	297.36	送水管路用地
43	163	堺市南区大庭寺1170-1	189.70	送水管路用地
44	166	堺市中区陶器北928-78	25.14	菖蒲池送水管路用地
45	168	堺市中区陶器北928-4	884.54	菖蒲池送水管路用地

整理番号	資産No.	所在地	面積 (㎡)	摘要
46		堺市南区桃山台1丁23-2	1,559.29	資材置場
47	173	堺市南区庭代台1丁45-16	168.29	災害時給水用地
48	3013	堺市美原区北余部西4丁目82-1地先	1.50	北余部西減圧系水質モニター (借用地)
49	257	堺市南区桃山台1丁3	1.50	桃山台減圧系モニター (借用地)
50	238	堺市南区野々井114地先	1.50	野々井減圧系モニター (借用地)
51	237	堺市南区宮山台2丁3	1.50	豊田減圧系モニター (借用地)
52	236	堺市南区槇塚台4丁6	1.50	槇塚台水質モニター (借用地)
53	3014	堺市美原区さつき野東2丁目11	1.50	さつき野東水質モニター (借用地)
54	303	堺市堺区少林寺町東4丁2	1.50	少林寺町水質モニター (借用地)
55	302	堺市堺区宿屋町西2丁1	1.50	宿屋町水質モニター (借用地)
56	304	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39-2	(整理番号5に含まれる)	百舌鳥梅北町水質モニター (局本庁舎内)
57	188	堺市堺区大仙中町18	1.50	大仙中町水質モニター (借用地)
58	327	堺市南区城山台1丁19	1.50	城山台水質モニター (借用地)
59	328	堺市南区桃山台3丁3	1.50	桃山台水質モニター (借用地)
60	329	堺市美原区大保27	1.50	大保水質モニター (借用地)
61	325	堺市東区丈六445-3	1.50	丈六水質モニター (借用地)
62	326	堺市南区槇塚台1丁9	1.50	槇塚台岩室高池系水質モニター (借用地)
63	279	堺市東区草尾596	1.30	登美丘南応急給水ピット制御盤 (借用地)
64		堺市御池台3丁3地先	3.08	御池台応急給水設備
65	993	堺市堺区熊野町東5丁1-49	0.90	ベンチ型収納ボックス (熊野)
66	994	堺市堺区錦綾町1丁6-19	0.90	ベンチ型収納ボックス (錦綾)
67	995	堺市堺区今池町5丁4-43	0.90	ベンチ型収納ボックス (浅香山)
68	996	堺市中区深井中町1409	0.90	ベンチ型収納ボックス (深井)
69	997	堺市中区陶器北2556	0.90	ベンチ型収納ボックス (東陶器)
70	998	堺市東区白鷺町2丁8-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (白鷺)

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
71	999	堺市西区上1 2 7 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (福泉上)
72	1000	堺市西区菱木2 丁 2 1 8 6 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (福泉)
73	1001	堺市西区浜寺昭和町2 丁 2 8 2	0.90	ベンチ型収納ボックス (浜寺昭和)
74	1002	堺市南区片蔵1 4 2 5	0.90	ベンチ型収納ボックス (上神谷)
75	1003	堺市南区茶山台2 丁 5 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (茶山台)
76	1004	堺市南区新檜尾台3 丁 7 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (新檜尾台)
77	1005	堺市南区宮山台2 丁 2 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (宮山台)
78	1006	堺市南区御池台2 丁 3 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (御池台)
79	1007	堺市北区北花田町2 丁 2 0 3	0.90	ベンチ型収納ボックス (五箇荘東)
80	1008	堺市北区新金岡町1 丁 4 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (新金岡)
81	1009	堺市北区新金岡町3 丁 7 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (光竜寺)
82	1010	堺市美原区平尾3 6 0	0.90	ベンチ型収納ボックス (平尾)
83	934	堺市堺区大仙中町1 6 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (大仙)
84	935	堺市堺区北三国ヶ丘町5 丁 1 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (三国ヶ丘)
85	936	堺市堺区九間町東3 丁 1 - 1 7	0.90	ベンチ型収納ボックス (錦)
86	937	堺市堺区西湊町6 丁 6 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (新湊)
87	938	堺市堺区市之町西3 丁 1 - 1 4	0.90	ベンチ型収納ボックス (市)
88	939	堺市北区中百舌鳥町6 丁 1 0 3 3 - 2	0.90	ベンチ型収納ボックス (中百舌鳥)
89	940	堺市北区金岡町1 1 8 2 - 1	0.90	ベンチ型収納ボックス (金岡南)
90	941	堺市北区新堀町2 丁 5 8	0.90	ベンチ型収納ボックス (五箇荘)
91	942	堺市北区新金岡町4 丁 1 - 9	0.90	ベンチ型収納ボックス (新金岡東)
92	943	堺市美原区大保1 9	0.90	ベンチ型収納ボックス (美原北)
93	944	堺市中区深井水池町3 2 1 4	0.90	ベンチ型収納ボックス (東深井)
94	945	堺市中区田園5 7 0	0.90	ベンチ型収納ボックス (西陶器)
95	946	堺市東区北野田8 9 7 - 2	0.90	ベンチ型収納ボックス (野田)

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
96	947	堺市東区菩提町5丁228	0.90	ベンチ型収納ボックス (南八下)
97	948	堺市東区引野町1丁110	0.90	ベンチ型収納ボックス (八下西)
98	949	堺市西区浜寺石津町中2丁3-28	0.90	ベンチ型収納ボックス (浜寺石津)
99	950	堺市西区鳳南町1丁7	0.90	ベンチ型収納ボックス (鳳南)
100	951	堺市西区津久野町3丁14-11	0.90	ベンチ型収納ボックス (津久野)
101	952	堺市西区堀上緑町1丁6-6-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (平岡)
102	953	堺市南区鴨谷台1丁48-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (美木多)
103	954	堺市南区竹城台1丁10-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (竹城台東)
104	955	堺市南区若松台1丁3-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (若松台)
105	1023	堺市堺区寺地町西4丁1-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (英彰)
106	1024	堺市堺区石津町2丁6-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (神石)
107	1025	堺市東区日置荘西町2丁6-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (日置荘)
108	1026	堺市西区神野町2丁25-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (上野芝)
109	1027	堺市西区上野芝向ヶ丘町6丁7-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (向丘)
110	1028	堺市西区浜寺諏訪森東2丁163	0.90	ベンチ型収納ボックス (浜寺)
111	1029	堺市北区大豆塚町1丁60	0.90	ベンチ型収納ボックス (東浅香山)
112	1030	堺市北区中村町250	0.90	ベンチ型収納ボックス (北八下)
113	1031	堺市北区金岡町1254	0.90	ベンチ型収納ボックス (金岡)
114	1032	堺市中区深阪5丁15-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (深阪)
115	1033	堺市中区平井999	0.90	ベンチ型収納ボックス (久世)
116	1034	堺市中区土塔町139	0.90	ベンチ型収納ボックス (東百舌鳥)
117	1035	堺市南区竹城台3丁2-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (竹城台)
118	1036	堺市南区三原台3丁2-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (三原台)
119	1037	堺市南区赤坂台2丁2-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (赤坂台)
120	1038	堺市南区桃山台2丁6-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (桃山台)

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
121	1039	堺市南区原山台4丁3-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (原山ひかり)
122		堺市堺区神明町西2丁1-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (錦西)
123		堺市堺区三宝町5丁286	0.90	ベンチ型収納ボックス (三宝)
124		堺市堺区大仙西町4丁129	0.90	ベンチ型収納ボックス (大仙西)
125		堺市堺区東湊町2丁119-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (湊)
126		堺市北区東浅香山町3丁31-4	0.90	ベンチ型収納ボックス (新浅香山)
127		堺市北区新金岡町4丁9-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (大泉)
128		堺市北区東三国ヶ丘町2丁2-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (東三国ヶ丘)
129		堺市中区深井北町926	0.90	ベンチ型収納ボックス (深井西)
130		堺市中区福田727	0.90	ベンチ型収納ボックス (福田)
131		堺市中区宮園町4-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (宮園)
132		堺市中区土師町3丁35-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (土師)
133		堺市東区丈六224	0.90	ベンチ型収納ボックス (登美丘東)
134		堺市西区草部946-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (福泉東)
135		堺市南区城山台1丁20-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (城山台)
136		堺市南区桃山台4丁17-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (福泉中央)
137		堺市南区槇塚台3丁39-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (槇塚台)
138		堺市美原区大饗117-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (八上小学校)
139		堺市東区草尾596	0.90	ベンチ型収納ボックス (登美丘南小学校)
140		堺市堺区南安井町4丁1-5	0.90	ベンチ型収納ボックス (安井)
141		堺市堺区少林寺町東4丁1-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (少林寺)
142		堺市堺区榎元町2丁3-11	0.90	ベンチ型収納ボックス (榎)
143		堺市中区八田寺町231	0.90	ベンチ型収納ボックス (八田荘)
144		堺市中区毛穴町268-2	0.90	ベンチ型収納ボックス (八田荘西)
145		堺市東区大美野135	0.90	ベンチ型収納ボックス (登美丘西)

整理 番号	資産 No.	所 在 地	面 積 (㎡)	摘 要
146		堺市東区日置荘西町6丁9-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (日置荘西)
147		堺市西区鳳中町2丁22	0.90	ベンチ型収納ボックス (鳳)
148		堺市西区家原寺町1丁7-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (家原寺)
149		堺市西区浜寺船尾町東1丁101	0.90	ベンチ型収納ボックス (浜寺東)
150		堺市南区庭代台3丁12-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (庭代台)
151		堺市南区高倉台3丁5-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (泉北高倉)
152		堺市南区晴美台3丁3-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (はるみ)
153		堺市北区百舌鳥梅町2丁498	0.90	ベンチ型収納ボックス (百舌鳥)
154		堺市北区百舌鳥西之町1丁82	0.90	ベンチ型収納ボックス (西百舌鳥)
155		堺市美原区阿弥93	0.90	ベンチ型収納ボックス (黒山)
156		堺市美原区さつき野東1丁目6-1	0.90	ベンチ型収納ボックス (さつき野)
157		堺市美原区太井548	0.90	ベンチ型収納ボックス (美原西)
158		堺市北区新金岡町5丁1-4	0.20	マンホール (北区役所)
159		堺市南区桃山台1丁1-1	0.20	マンホール (南区役所)
160		堺市堺区南瓦町3-1	0.20	マンホール (堺区役所)
161		堺市東区日置荘原寺町195-1	0.20	マンホール (東区役所)
162		堺市西区鳳東町6丁600	0.20	マンホール (西区役所)
163		堺市中区深井沢町2470-7	0.20	マンホール (中区役所)
164		堺市美原区黒山167-1	0.20	マンホール (美原区役所)
165		堺市南区高倉台1丁2	0.20	マンホール (旧高倉台西小)
合 計			182,189.82	

水道施設自主工事賠償責任保険にかかる事故発生履歴

令和8年2月2日現在

【令和7年度】

事故発生日	事故内容	補償内容	損害賠償金（円）
令和7年11月17日	配水管布設工事に際し、令和7年4月及び10月に仕切弁操作を実施したところ、水流変動が起こり、近隣建物に本管内沈殿物が流入した。	交渉中	交渉中

【令和6年度】

なし

【令和5年度】

事故発生日	事故内容	補償内容	損害賠償金（円）
令和5年6月18日	水道管が漏水したため修理を行ったところ、水道管内の錆等により濁水が発生し、近隣建物の給湯器等に汚損の被害を与えた。	給湯器等修理費用	238,470

参考資料：水道事業発注工事の実施状況

下記工事は全て業者による施工ですが、本市職員が自らバルブ操作やメーター交換などを行う場合があります。

また、工事中における本市の監督上の過失や、本市の作成した工事の設計、仕様に不具合があり、それに起因して事故が発生した場合などを想定して、本保険の加入を予定しております。

令和6年度（上下水道事業年報より）

1. 配水管整備事業

工 事 名	執 行 額
学園町ほか配水管布設工事 外52件	5,898,183,125円

2. 配水管改良事業

工 事 名	執 行 額
大美野94番地ほか配水管布設工事 外25件	250,097,491円

3. 配水場整備事業

工 事 名	執 行 額
家原寺配水場配水池更新工事	377,653,726円

4. 配水場改良事業

工 事 名	執 行 額
浅香山配水場ほか照明器具更新工事 外3件	23,541,100円

令和8年度 予定

配水管整備工事費	4,874,210,000円
配水管改良工事費	562,200,000円
配水場整備工事費	161,000,000円
配水場改良工事費	153,760,000円